

北の暮らし

きらめく

北海道立消費生活センター

主な内容

- 札幌で地方消費者委員会… 2、3
- 北電料金値上げで意見交換会… 2
- 街角で消費者被害防止訴え… 3
- BSE対策見直し方針 …… 4
- PRキャラクター大募集! …… 4
- 入会してないのに請求が…… 5
- 首下げ型除菌用品の安全性… 6、7
- 7月にカルチャーナイトほか… 8



港の一隅

夏の日、親子連れが沖合を眺めている。さわやかな風が吹き渡るが、北国ではこのさわやかな気候はそう長くは続かない。

(全道展会員 山下 脩馬)

〒060-0003
札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館西棟
TEL (011)221-0110
FAX (011)221-4210
<http://www.do-syouhi-c.jp/>



リコール情報察知して

札幌で地方消費者委員会

こんにやくゼリーやガス湯沸かし器などによる相次ぐ死亡事故をきっかけに、消費者庁が創設されました。それから約4年。事故情報やリコール情報は迅速に、確実に消費者の元へ届いているでしょうか。5月25日、札幌市内で「製品安全について」をテーマとした講演とパネルディスカッションからなる「第8回地方消費者委員会」(内閣府消費者委員会、一般社団法人北海道消費者協会など主催)が開かれました。



製品安全をテーマに開かれたパネルディスカッション

基調講演では、消費者委員会委員長で東京大学教授の河上正二氏から「適切な商品をつくるのは当然のことだが、消費者はリスクを管理し、知識を身につけること。そのために啓発・教育が必要」などの講話がありました。

続くパネルディスカッションでは、事故情報の早期集約について、道立消費生活センターの梅田裕幸商品テスト部長は「重大事故と判断した件については、ただちに消費者庁へ報告することになっている。広報紙にも掲載するなどして、周知を図っている」としました。消費者庁消費者安全課長の宗林さおり氏は「関係省庁のほか、学校や医療機関からも情

北電料金値上げで意見交換会

もっとと合理化を！

北海道電力が国に料金の値上げを申請したことを受け、経済産業省は審査を行っています。消費者庁も「消費者目線で」チェックポイントを作成し、6月3日、札幌市内で「北海道電力の電気料金値上げ申請に関する意見交換会」を開催しました。写真。



述べました。北電側は経営の合理化を図った上での電気料金値上げとしていますが、参加者の中からはさらに社員の年収引き下げや社会保険料負担の引き下げなどを訴える意見が出されました。

また、「事故補償やバックエンド費用などを考えると原発のコストの方が高い」「道の条例は『原子力は過渡的エネルギー』といっている。再生可能エネルギーに転換すべき」「原発が止まるなら料金値上げは仕方ないと思えるが…」などの声も聞かれました。

最後に消費者庁の阿南久長官は「皆さんの意見をチェックポイントに反映させたい。道条例に対して北電はどのように従って経営をするのか、説明を聞きたい」としました。今後、値上げ幅は経産省と消費者庁が協議をした後、経産省が認めます。



5月30日の「消費者の日」に、札幌駅前通地下歩行空間で、食品などの簡易実験（写真①）を行ったほか、ポケットティッシュやリーフレットなどを配布（写真②）。悪質商法や製品事故の注意を呼びかけた道庁ロビーでの消費生活パネル展（5月9、10日、写真③）

報を出してもらうようお願いしている」としながらも「リコール製品を持つていることを知らないでいる消費者が多い。自分のところは大丈夫と思っている」という現状も指摘しています。消費者庁としては「消費者に近いところにいる流通業者からの周知もお願いしたい」と効果的な

情報伝達を目指しているとのこと。最後に河上氏は「100%安全なものはない。最初は安全でも経年劣化するので、メンテナンスが大事。不幸にして損害が発生した場合、皆で情報を共有していきたい」と締めくくりました。

街角で消費者被害防止訴え

5月は国が定めた「消費者月間」でした。消費者庁は「学ぶことからはじめよう」自立した消費者に向けて「〜」を全国統一テーマとして掲げました。当センターや（一社）北海

道消費者協会なども札幌市内でイベントを開き、悪質商法の被害防止を訴えたり、食品の知識を深めるための簡易実験を行ったりしました。道内各地の消費者協会も街頭啓発を行うなど、地域住民へ注意を呼び掛けました。

釧路協会が

特命大臣表彰

平成25年度消費者支援功労者表彰として、釧路消費者協会に内閣府特命担当大臣表彰が贈られました。ベスト消費者サポーター章には、深川

消費者協会、美幌消費者協会（一社）帯広消費者協会がそれぞれ選ばれました。

釧路協会は、市民の関心の低かった「釧路の農業」をアピールするため、産地訪問や生産者との懇談会、産地直売店マップの作成などを通して農業を応援してきました。

また、小中学生に対して出前講座を行い、消費者教育を推進するなどの活動が高く評価されました。



総理大臣官邸で表彰状を受け取る釧路協会の島山京子会長

BSE対策見直し

全頭検査は 廃止方針



道は牛海綿状脳症（BSE）対策として、肉用に出荷される牛の全頭検査を自主的に行ってきたが、厚生労働省から、7月以降検査は月齢48カ月齢超の牛に限定し、全頭検査を廃止するよう通知があったため廃止を検討しています。

厚労省によるとBSE対策としては、感染源といわれている肉骨粉をえさとして与えず、脳などの特定危険部位を取り除き、BSE検査で感染牛が見つければ処分する、という3項目でチェックできるとしています。加えて、若い牛は人への感染の確率が低いとして、検査対象の月齢を48カ月齢超に引き上げることとなりました。

今夏も節電！

経済産業省は今夏も節電を呼び掛けています。北海道電力管内でも安定供給は可能ですが、大規模な電源脱落等により電力供給が逼迫する可能性が懸念されます。このため、数値目標は設けないものの、7月1日から9月30日まで（8月13～15日を除く）の平日、午前9時から午後8時まで、無理のない範囲内の節電を要請いたします。



PRキャラクター大募集！

～消費者教育啓発キャンペーン～

道は、今秋実施予定の「『知ってる』チカラがみんなを守る！消費者教育啓発キャンペーン」をPRするキャラクターと愛称を募集しています。

同キャンペーンは、悪質商法などによる消費者被害の未然防止や消費者市民社会の浸透を目指すなど、消費者参加型の消費者教育の普及啓発を目的として全道各地で実施するものです。

応募資格は、北海道在住の消費者（プロの方はご遠慮ください）。キャラクターはA4判白色用紙（縦長に使用）にカラーで作成（データで制作したものは出力）し、愛称を明記してください。応募用紙（なければA4判白色用紙）に住所、氏名（ふりがな）、電話番号、年齢、性別、職業（学校名）、キャラクターの特徴（プロフィールなど）を明記してください。一人複数応募可。7月31日必着。優秀作品賞2点には賞金として各5万円を贈呈します。

あて先は〒060-0003札幌市中央区北3西7 道庁別館西棟2階（一社）北海道消費者協会 教育啓発グループ「消費者教育啓発キャンペーン事務局」。直接持参も可。詳しくは、道協会のホームページをご参照ください。http://www.syouhisya.or.jp
問い合わせは、☎011・221・4217。

道知事の付属機関である「北海道食の安全・安心委員会」は4月に「全頭検査の必要性は認められない」との提言をまとめたことから、廃止に踏み切る方針です。

これに対して消費者団体などからは「発症メカニズムが明らかでない非定型BSEの心配があるうちは、全頭検査を実施すべきだ」という声

があります。

国が基準緩和を急ぐ理由として、環太平洋経済連携協定（TPP）交渉に参加するにあたって、日本の厳しい食品関連の安全基準の緩和を加盟国から求められ、さらに検査対象牛の月齢引き上げの動きも伝えられています。今後の成り行きを注視しましょう。

スマホでサイトにアクセス…

入会してないのに請求が

Q スマートフォン（以下、スマホ）でアダルトサイトにアクセスし、「18歳以上ですか」と聞かれたので、「はい」のボタンを押したら「入会金9万円を振り込んでください」と画面に表示された。入会するつもりはないので「退会する」のボタンを押したらメールが届き、「入会金を支払わなければ退会でできない」とあった。どうしたらよいか。

（40代 男性）

A 契約の成立には「申し込み」とそれに対する承諾」が必要です。相談者に、サイトにアクセスしたときの状況を聞くと、有料であ

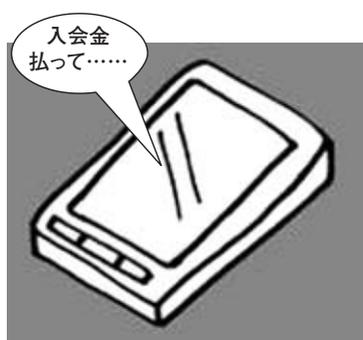


050-7505-0999

るといふ案内や規約の表示はなかったとのこと。これらの状況から「有料サイトの利用を申し込む」という意思表示をしたとは考えられず、事業者が一方的に請求してきているだけであり、契約が成立しているとはいえません。また、事業者が契約は成立していると主張しても、契約内容を確認する画面がなかった場合は、電子消費者契約法により、契約の無効を主張できると考えられます。相談者には以上のことを説明し、支払う必要はないので無視してしばらく様子を見るよう助言しました。

スマホはあらゆる世代に広がっており、それに伴ってさまざまなトラブルが全国の消費生活センターなどに寄せられています。

一般サイトで見つけたアプリケーションソフト（以下、アプリ）ではなく、いわゆる公式マーケットから無料アプリをダウンロードしたにもかかわらず、突然、料金を請求され



たり、無視していると事業者から振り込みを指示する電話がかかってきたりするなどのトラブルが発生しています。中には個人情報抜き取る

セキュリティーを万全に

スマホは高機能携帯電話というよりも、電話機能のついた超小型パソコンです。従来の携帯電話とは違い、日常生活や趣味、ビジネス用など多種多様なアプリを利用者が目的に合わせてダウンロードできる、利便性の高いものです。しかし、直接インターネットにつながるので、ウイルス感染などの危険性が高まります。

アプリがあることも報告されています。

アプリのダウンロードを指示する画面では、そのアプリがどのような情報にアクセスするかを示す「アクセス許可」の画面を十分確認する必要があります。電話番号やメールアドレスへのアクセス許可を求めるなど、疑問に思う場合は、ダウンロードを中止しましょう。トラブルに遭わないためには、安易にアプリをダウンロードしないことです。

身に覚えのない請求は無視し、不安に思う場合はあわてて事業者へ連絡を取るのではなく、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

ウイルス対策ソフトの導入をおすすめします。子供が使う場合は、フィルタリングなどの機能制限を活用し、保護者が常に注意しましょう。

スマホには個人情報満載です。日ごろより画面にロックをかけるなど、盗難や紛失対策も忘れずしましょう。

皮膚への刺激にご注意

～首下げ型の除菌用品の安全性～

国セン
テストより

首から下げるタイプの除菌用品で、次亜塩素酸ナトリウムを含むとの表示がある「ウイルスプロテクター」という商品により、化学熱傷を起こす事故が発生していることから（事業者が自主回収）、独立行政法人国民生活センターは、同様の首から下げるタイプで、二酸化塩素等による除菌効果をうたった商品についても安全性をテストしました。

テスト品目

- 首から下げるタイプの除菌用品6銘柄
- 参考品として、「ウイルスプロテクター」（自主回収品と自主回収前の交換品）

テスト結果

○皮膚への刺激性

動物の皮膚を用いた試験では、二酸化塩素による除菌をうたった6銘柄中3銘柄（No2、5、6）と参考品Bは、紅斑や脱毛、痂皮（かさぶた）等の皮膚症状が見られ、「中程度の刺激性」と評価されました。参考品Aは、壊死、脱毛、潰瘍等が見られ、「強い刺激性」と評価されました。さらに刺激反応が見られた銘柄について観察を継続したところ、検体を除去した14日後でも、No2、5と参考品A、Bは、組織として再生しない皮膚症状が残っており、皮膚腐食性があると評価されました。

○放散速度の経時変化

塩素系物質の1時間当たりの放散量について、使用開始から2週間後までの推移を調べたところ、皮膚への刺激性が強かった銘柄ほど、塩素系物質の放散速度も大きい傾向が見られました。

○放散成分による水分pH変化

放散された成分が水分に溶け込むと酸性になる銘柄があり、放散速度の大きいものほど

酸性が強くなりました。

○放散成分による繊維製品の退色

放散速度の大きい銘柄で、繊維製品の退色が見られました。

表示

安全性に関する表示では、化学やけど等の皮膚障害に関連すると考えられる注意事項は「ウイルスプロテクター」の代替品（No6）以外の銘柄にはありませんでした。また、『人体に安心』等とうたった銘柄があり、消費者が商品の安全性を過信するおそれがありました。

有効性に関する表示の中に、1銘柄（No5）で「インフルエンザ対策としても大活躍」という、薬事法に抵触するおそれのある記述が見られました。

消費者へのアドバイス

首から下げるタイプの除菌用品の中には、放散口が身体側にあたり、肌に密着したりすると、化学やけど等のおそれのあるものがありました。また、放散成分は水分に吸収されて酸性を示し、皮膚への刺激となることが考えられました。肌に密着するような使用や、汗をかくような状況での使用は避けましょう。特に、乳幼児や高齢者の使用は避けた方がよいと考えられました。

なお、回収となった「ウイルスプロテクター」は、「強い刺激性」と評価されたので、絶対に使用しないでください。

業界・事業者への要望

●首から下げるタイプの除菌用品の中には、使い方によっては化学やけど等のおそれのあるものがありました。消費者が安全かつ有効

●テスト品

No.	銘柄名	販売または製造者名	成分	使用期間の目安	内容量	購入価格(税込)
1	空間ブロッカー (CL-40)	エンプロイ株式会社	固形二酸化塩素	開封済1ヶ月	記載なし	766円
2	ウイルスガード 空間を除菌中	製造販売元:株式会社 ティエムシィ	亜塩素酸塩、ガス発生調整 剤、吸水性材料	約30日前後	記載なし	900円
3	クイックシールド エアーマスク	発売元:株式会社中京 医薬品	亜塩素酸ナトリウム、焼成マ グネシウムケイ酸塩	約60日間	パウダー5g	1,280円
4	ウイルオフバリア	販売元:大木製薬株式 会社	亜塩素酸ナトリウム、セピオ ライト(焼成マグネシウムケ イ酸塩)	開封後 約30日間	5g	780円
5	Space Washer	株式会社ザッピィ	固形二酸化塩素	開封後1ヶ月	7g	780円
6	ERA空気除菌グッズ(ウイル スプロテクター代替品)	発売元:ERA Japan 株式会社	亜塩素酸塩、ガス発生調整 剤	開封後 約40日間	記載なし	409円
参考品	A ウイルスプロテクター (自主回収品)	発売元:株式会社ダイ トクコーポレーション	次亜塩素酸ナトリウム(塩 素成分)、クエン酸、シュウ 酸、硫酸塩、吸水性材料	開封後 約30日間	記載なし	176円
	B ウイルスプロテクターII (自主回収前の交換品)	発売元:株式会社ダイ トクコーポレーション	次亜塩素酸ナトリウム(塩 素成分)、二酸化塩素(亜 塩素酸塩)、クエン酸、シュ ウ酸、硫酸塩、吸水性材料	開封後 約40日間	記載なし	—



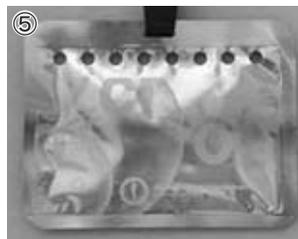
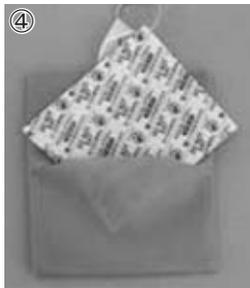
に使えるよう商品の改
善を要望しました。

●皮膚への刺激が確認
された銘柄でも、直接
肌に触れないように等
の注意表示のないもの
がありました。消費者
に十分に周知がなされ
るよう商品への注意表示を要望しました。

●一部事業者のホーム
ページに薬事法に抵触
するおそれのある記述
が見られました。商品
について適正な表示や
広告をするよう要望
しました。

以上の3点について事
業者等へ指導するよう
、行政に対しても要望
しました。

◆詳細は国民生活セン
ターのホームページ「商
品テスト」のコーナー
をご覧ください。



テスト室を開放します！

7/19カルチャーナイト

今年も当センターは7月19日(金)のカルチャーナイト(実行委員会主催)に参加し、商品テスト室を特別開放します。



テスト室を訪れた子供たち(昨年7月)

実際に紫外線鑑別器や軟X線機器(レントゲン)、蛍光X線機器などに触れることができるほか、清涼飲料水の簡易実験や、スパーボールを作ったり、放射線を目で見たりするコーナーもあります。ぜひ、お立ち寄りください。時間は午後5時半から9時まで、無料。

カルチャーナイトとは、夜間に公共、民間の施設を一般に公開し、地域の文化を楽しむためのイベントです。札幌市内では百力所を超える施設が参加する予定です。開催時間や入場料については、各施設により異なるので、お問い合わせください。

見学しませんか

当センターには食品の成分や商品の性能などを調べる商品テスト室や、その結果を分かりやすく紹介した展示コーナーがあり、随時、見学を受け付けています。

見学のほかにも消費生活講座や衣・食の簡易実験などにも対応できます。学校や福祉団体、町内会などの研修にお気軽にご活用ください。利用は無料で、団体の場合は予約が必要です。講座の内容等については相談に応じます。

また、消費生活にかかわるDVD

上映や展示、テスト室見学からなるフリー見学会(申し込み不要)も5月から翌年2月まで、月1回開催しています。いずれも午後1時半から、日程と上映DVDは次の通りです。
7月3日(水)、ペットボトルの水、8月14日(水)「くらしの中の身近な製品事故」(小学校高学年向け)。問い合わせ、申し込みは教育啓発グループまで。

くらしのセミナー

当センターは、一般消費者を対象に消費生活にかかわる話題を取り上



昨年の親子実験の様子

げるセミナーを毎月1回、12月まで開催しています。無料。8月は親(または保護者)と子供で参加してください。申し込み、問い合わせは教育啓発グループへ。
▽7月10日(水)午後6時〜「くらしに潜む事故〜製品事故の事例から〜」独立行政法人製品評価技術基盤機構▽8月7日(水)午後1時〜「えっ！本当？ おやつのかさど色のひみつ〜夏休み親子実験〜」当センター職員

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や商品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご活用ください。
<http://www.do-syouhi-c.jp/>

北海道立消費生活センター
札幌市中央区北3西7
北海道庁別館西棟
TEL 011・221・0110
FAX 011・221・4210
相談専用電話 050・7505・0999
当センターは(一社)北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。